

令和5年分

# 公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について

「扶養親族等申告書」は所得税の課税対象となる方にお送りしています。

※8月3日現在の情報で作成しています。

## 「扶養親族等申告書」を同封している方

- 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和5年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています。

	年金を受けている方	年金の見込額
①	65歳未満の方（昭和34年1月2日以後に生まれた方）	108万円
②	65歳以上の方（昭和34年1月1日以前に生まれた方）で ◆老齢基礎年金の受給対象の方	80万円
	◆上記以外（退職年金、減額退職年金など）の方	158万円

■「扶養親族等申告書」の提出期限は、  
**令和4年10月31日（月）**です（厳守）。

## 扶養親族等申告書の提出について

控除対象となる配偶者または扶養親族がいますか

はい

いいえ

ご本人が障害者、または寡婦・ひとり親に該当しますか

はい

いいえ

退職金等を受ける見込みの配偶者または扶養親族がいますか

はい

いいえ

**提出が不要（※）**

**提出が必要**

※扶養親族等がいない方でご本人が障害者等に該当しない方は、扶養親族等申告書を提出されなくても令和5年分の所得税について基礎的控除が適用されます。

◆控除対象の条件や障害者、寡婦等については同封の「令和5年分 扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」をご覧ください。

## 「扶養親族等申告書」を同封していない方

- 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和5年中に支払われる年金の見込額が上記の①または②に掲げる金額未満の方。
- 遺族や障害の年金を受けている方（非課税のため）

# 扶養親族等申告書の発送直後は、電話が大変混み合います

お問合せの前に  
こちらも  
ご覧ください

同封の冊子

「令和5年分  
扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」

KKR  
ホームページ

ホーム > 年金 > よくある質問Q & A  
> 年金を受給されている方向け > 年金にかかる税金

## 「扶養親族等申告書」に関するよくある質問

質問

1

私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養親族等申告書」を連合会年金部へ提出する必要はありますか。また、提出しなかった場合はどうなるのですか。

答え

「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、提出していただくことになります。

質問

2

私は令和4年分の「扶養親族等申告書」を提出していないことが分かりました。今年送られてきた令和5年分の「扶養親族等申告書」と一緒に同封して提出してもよいですか。

答え

令和4年分の「扶養親族等申告書」を今回提出いただいても、当会年金部で手続きをすることができません。来年1月中旬以降に当会年金部から令和4年分の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りしますので、確定申告（還付申告）でご精算ください。

質問

3

私は昨年「扶養親族等申告書」を提出し、母を扶養者（老人）として申告しています。今年母が他界し、他に扶養者はありません。申告書はどのように提出すればよいのですか。

答え

「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、提出していただくことになります。

◎扶養親族がいる方は申告書を提出した場合と、提出しない場合とで源泉徴収税額が変わります。

### ■ 扶養親族がいる方（人的控除有）

受給者本人（無職）64歳、妻（無職）61歳の場合

支給年金額232,626円（2ヵ月分）

（提出した場合） 源泉徴収税額 = 0円（2ヵ月分）

（提出しない場合） 源泉徴収税額 = 2,270円（2ヵ月分）

下記計算は例です

### ■ 扶養親族がない方

受給者本人（無職）64歳の場合

支給年金額232,626円（2ヵ月分）

源泉徴収税額 = 2,270円（2ヵ月分） ※提出した場合、しない場合も同額です。

# 通知書等の 再発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください

「扶養親族等申告書」等の再発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)**の専用電話による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

なお、令和4年7月1日から同年10月10日の間は、「扶養親族等申告書」の再発行につきましては、受付を停止しておりますので、ご了承ください。

自動音声受付サービス専用電話 **03-5212-2243**

(再)発行受付が  
できる通知書等



① 年金額改定  
通知書

② 年金支払  
通知書

③ 扶養親族等  
申告書

④ 源泉徴収票

## ～ご利用方法～

- ① 年金証書記号番号 A - □ □ - □ □ - □ □ □ □ □ - □ が分かる書類をご用意ください。
- ② **03-5212-2243** (専用電話)へおかけください。
- ③ 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- ④ 「○○の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

- ・再発行する通知書等につきましては、当会年金部に登録されている住所にお送りします。
- ・再発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- ・固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。